平成２１年（フ）第８９３号
盛岡市東見前９地割65番地１
債務者　佐藤　正明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４号
岩手県奥州市江刺区愛宕字金谷208番地
債務者　高橋　　光
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７２８号
埼玉県川越市大字豊田本2144番地１　キャッスル川越南大塚106号室、前住所埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　16―206
債務者　須澤　正之
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６２号
埼玉県所沢市けやき台２丁目13番地の１　ハイネスけやき101、前住所埼玉県所沢市緑町４丁目27番42　502号
債務者　三上　義貴
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３―19―802、前住所埼玉県所沢市美原町１丁目2912番地の２　黒田マンション406
債務者　岩城　伸夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９７号
埼玉県川越市大字藤間80番地６　コーポサクサン101号室
債務者　松林　　要
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷５番地１　大畑マンション202号
債務者　山崎　　明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８００号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷５番地１　大畑マンション202号
債務者　山崎　昭子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３１号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目７番５号　ライオンズマンション上福岡314号
債務者　中島有里弥
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３４号
埼玉県狭山市大字水野510番地の16　こまくさレジデンス103、前住所岩手県下閉伊郡山田町豊間根第４地割18番地13
債務者　深澤　　渉
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８５３号
神奈川県南足柄市中沼300番地　市営久根下団地５―13
債務者　中村　貞一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５４号
神奈川県南足柄市中沼300番地　市営久根下団地５―13
債務者　中村　寛子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８７７号
神奈川県厚木市山際767番地６
債務者　隅内　桂子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９３号
神奈川県平塚市万田493番地　市営万田貝塚住宅２―105号
債務者　大和田　烈
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１３号
神奈川県秦野市西田原191番地の10
債務者　大畑　雅子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４号
神奈川県伊勢原市池端157番地の７　坂戸ハイム101号
債務者　小野田　功
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７１３号
新潟市中央区日の出２丁目８番28号　アクセスⅡ102号
債務者　菅谷　寿一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部